

観光庁説明事項

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（抜粋）
2. 経済対策等において通訳案内士が活用可能な主な支援策一覧

<関連資料>

- ・（経済産業省）持続化給付金
セーフティネット保証5号追加
（通訳業・通訳案内業）
- ・（総務省）生活支援臨時給付（仮称）

3. 経済対策における観光庁関連施策について
（抜粋）
 - ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業
4. 関連する観光庁事業
 - ・ ICT等を活用した多言語化対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上事業
 - ・ 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～
(※抜粋)

(令和2年4月7日 閣議決定)

第2章 取り組む施策

II. 雇用の維持と事業の継続

3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度を創設する。具体的には、「持続化給付金（仮称）」として、事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。その際、苦境にある事業者等に対して、確実に制度の概要が伝わるよう事前の周知に注力するとともに、文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえ、申請者の事務負担を考慮して、電子申請を原則とするなど、可能な限り簡便な手続とし、申請から給付までの期間を極力短くする。

(略)

- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金（仮称））（経済産業省）

4. 生活に困っている世帯や個人への支援

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設する。具体的には、世帯主の月間収入（本年2月～6月の任意の月）が、①新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準となる低所得世帯や、②新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準の2倍以下となる世帯等を対象として、1世帯当たり30万円の給付を行う。給付に当たり、収入状況を証する書類等を付して市町村に申請を行うこととなるが、市町村の事務負担を考慮するとともに、文化芸術をはじめとする業態の特殊性も含め、申請者の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続とする。あわせて、オンライン申請受付等のシステム整備を行う。その際、マイナンバーカードの活用等、迅速な給付システムについて

検討を行う。また、子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

また、収入の減少により生活に困窮されている方に対する緊急小口資金等の特例を継続的に実施する観点から必要な予算を確保する

・ 生活に困っている世帯に対する新たな給付金（生活支援臨時給付金（仮称））（総務省）

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

2. 地域経済の活性化

（略）

新型コロナウイルス感染症の影響により急減したインバウンド需要の復活に向け、受入環境整備を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を含む地域に関する正確な情報発信やマーケティング、地域ごとの魅力あるコンテンツへの磨き上げ、海外向けの大規模プロモーション等に官民を挙げて取り組む。

（略）

・ 観光施設等における感染症対策の推進や公共交通機関を含む外国人旅行客の受入環境の整備（国土交通省）

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」において**通訳案内士**が活用可能な主な支援策一覧

中小企業庁			
	持続化給付金（仮称）（4/7）	セーフティネット貸付	セーフティネット保証
既存制度		<p>○制度概要 日本政策金融公庫が、社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金を融資</p> <p>○対象者 一時的に業況悪化を来しているものの、中長期的には業況が回復することが見込まれる中小企業等</p> <p>○制度の内容 貸付限度額：最大7.2億円 貸付期間：設備投資15年以内 運転資金 8年以内</p> <p>○主な融資要件 最近3ヶ月の売上が前年同期に比べ5%以上減少等</p>	<p>○制度概要（一般保証） 民間金融機関からの借入に対して信用保証を付けることにより、中小企業者の資金調達を円滑化</p> <p>○保証限度額 最大2.8億円</p> <p>○保証割合 80%※ ※創業者や小規模事業者向けは100%</p>
緊急対応策 (2/14) 3/3/10 3/3/18 3/31 4/7 4/10	<p>【給付対象】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者</p> <p>【給付額】 前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) ※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。</p> <p>※本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、<u>経済産業省HP</u>等で公表</p>	<p>融資要件を緩和（2/14） 「最近3ヶ月の売上が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる中小企業等を融資対象とする</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を創設（3/10） 売上が減少している等の中小・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付を実施し、▲0.9%の金利引下げを措置(さらに、売上高急減中小企業者等について、3年間利子補給により実質的に無利子化（最大上限1億円）)</p> <p>フリーランスを含む個人事業主や売上高が急減している中小・小規模事業者については、信用力や担保にかかわらず実質的に無利子化 ※いずれも貸付限度額は最大別枠3億円</p>	<p>経営の安定に支障が生じている中小企業者(個人事業主も活用可能)を、一般保証とは別枠（最大2.8億円）の保証の対象とする資金繰り支援（2/14）</p> <p><4号【地域】> 幅広い業種で影響が生じている地域（全都道府県）について、一般枠とは別枠※で借入債務の100%を保証（3/2）</p> <p><5号【業種】> 特に重大な影響が生じている業種（4/10に通訳業・通訳案内士業が指定）について、一般枠とは別枠※で借入債務の80%を保証 ※セーフティネット保証4号・5号あわせて限度額2.8億円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>危機関連保証の発動（3/10） セーフティネット保証4号・5号に加えて融資額の100%を保証(最大2.8億円)する危機関連保証を初めて発動する</p>

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」において通訳案内士が活用可能な主な支援策一覧

	総務省	厚生労働省
	生活支援臨時給付金（仮称）（4/7）	緊急小口資金等の貸付・助成金
<p>既存制度</p> <p>緊急対応策（2/14・3/10・3/18・3/31・4/7・4/10）</p>	<p>【給付対象者】 世帯主の月間収入（本年2月～6月の任意の月）が、 ① 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準（※）となる低所得世帯 ② 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準（※）の2倍以下となる世帯 等を対象とする</p> <p>※申請・審査手続の簡便化のため、世帯主（給与所得者）の月間収入が下記の基準額以下であれば、級地区分にかかわらず住民税非課税水準であるとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族等なし（単身世帯） 10万円 ・扶養親族等1人 15万円 ・扶養親族等2人 20万円 ・扶養親族等3人 25万円 <p>（注1）扶養親族等とは、扶養親族及び同一生計配偶者を指す。 （注2）扶養親族等の4人目以降は、基準額を1人当たり5万円加算。</p> <p>【給付額】 1世帯あたり30万円</p>	<p>個人向け緊急小口資金等の貸付（3/10） 個人事業主を含む個人に対する緊急小口資金による貸付を実施（10万円（一定の場合（学校休業）に20万円）を貸付、資金貸付の据置期間や償却期限の延長・償還免除等）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>20万円の貸付条件を緩和し、学校休業に関わらず上限額を20万円に拡充（3/18）</p> <p>保護者の休暇取得支援（3/10） 小学校等の臨時休業に伴い、仕事を休職した労働者へ有給休暇を取得させた企業に対し、新たな助成金制度を創設（10/10、日額上8,330円）</p> <p>個人就業予定者（委託を受けて個人で仕事をする方）に対しても支援を実施（日額4,100円）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>対象期間延長（4/1～6/30）（3/31）</p>

令和2年度補正予算の成立が前提となります

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】

前年の総売上(事業収入)

— (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

なお、制度の詳細については検討中ではありますが、申請・給付の開始時期や申請に必要な情報などお問合せを多くいただいている内容について、基本的な考え方を経済産業省HPに記載しております。

以下URLもしくは、右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>



持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。



申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。

電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。

（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

法人の方

- ① 法人番号、② 2019年の確定申告書類の控え、
③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業主の方

- ① 本人確認書類、② 2019年の確定申告書類の控え、
③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。

※今後、変更・追加の可能性があります。



申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置します。 ※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、
4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。

持続化給付金に関するよくあるお問合せ

申請の開始日時について。

申請の受付はまだ開始されておられません。補正予算の成立後速やかに申請受付を開始する予定です。申請開始の日時、申請期間などについては現在検討中ですので、詳細は決定され次第速やかに中小企業庁ホームページで公表いたします。

- ・ [中小企業庁ホームページ](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#)

早く申し込まないと給付金を受け取れないのか。

必要とされる方に幅広く御活用いただけるよう、申請期間と予算額については十分な余裕を確保する予定です。

対象となる事業者について。

現在検討中です。中堅・中小企業のほか、フリーランスを含む個人事業者など幅広い事業者を対象とする予定ですが、詳細は決定され次第速やかに公表いたします。

給付金額の計算方法について(売上の期間等)。

詳細は検討中です。2019年の売上を基準にして、2020年中の売上が50%以上減少した月の売上から計算することを基本とする予定です。

- ・給付額＝(前年の総売上(事業収入))－(前年同月比-50%月の売上×12か月)
- ・給付上限額は、法人:200万円、個人事業者等:100万円

申請の方法について。

迅速に給付を行うため、電子申請を用いる予定です。ただし、電子申請を行うことが困難な方についても、例えば全国に受付窓口を開設して対面に対応するなどの代替手段を確保する予定です。なお、その際にはクラスター対策をしっかりと講じてまいります。

給付金の申請にG Biz IDの取得は必要か。

持続化給付金の申請にG Biz IDの取得は必要ありません。

持続化給付金の申請にG Biz ID取得が必要との情報が流れていますが、G Biz ID取得は給付条件ではありません。G Biz ID取得に必要な書類入手のための外出は不要です。

※「G Biz ID」とは、電子申請ご利用時に、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

問い合わせ先について。

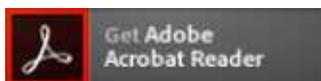
中小企業 金融・給付金相談窓口をお願いいたします。

中小企業 金融・給付金相談窓口

受付時間: 平日・休日ともに、9時00分～17時00分

直通番号: 03-3501-1544 ※おかけ間違いに御注意ください

※詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに公表いたします。



・ [ダウンロード\(Adobeサイトへ\)](#) 

最終更新日: 2020年4月10日

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

セーフティネット保証4号・5号

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN5号：4月8日に151業種を追加指定。これにより、738業種が対象となります。指定業種は経産省・中企庁HPをご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。※3月23日に都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日の連絡先については、6ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

セーフティネット保証5号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】
2億8,000万円以内

+

【別枠保証限度額】
2億8,000万円以内

セーフティネット保証5号の指定業種の追加

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和2年4月10日～令和2年6月30日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定)細 分類番号	指定業種名
1	0621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)
2	0712	型枠大工工事業
3	0731	鉄骨工事業
4	0732	鉄筋工事業
5	0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
6	0795	防水工事業
7	0799	他に分類されない職別工事業
8	0973	ビスケット類・干菓子製造業
9	0974	米菓製造業
10	1011	清涼飲料製造業
11	1032	コーヒー製造業
12	1145	織物手加工染色整理業
13	1151	綱製造業
14	1194	帆布製品製造業
15	1197	タオル製造業
16	1226	繊維板製造業
17	1423	機械すき和紙製造業
18	1432	段ボール製造業
19	1441	事務用・学用紙製品製造業
20	1442	日用紙製品製造業
21	1453	段ボール箱製造業
22	1454	紙器製造業
23	1499	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
24	1511	オフセット印刷業(紙に対するもの)
25	1512	オフセット印刷以外の印刷業(紙に対するもの)
26	1521	製版業
27	1531	製本業
28	1532	印刷物加工業
29	1591	印刷関連サービス業
30	1721	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)
31	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業
32	1812	プラスチック管製造業
33	1813	プラスチック継手製造業
34	1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
35	1821	プラスチックフィルム製造業
36	1822	プラスチックシート製造業
37	1823	プラスチック床材製造業
38	1824	合成皮革製造業
39	1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
40	1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
41	1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
42	1833	その他の工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
43	1834	工業用プラスチック製品加工業
44	1841	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)
45	1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
46	1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
47	1845	発泡・強化プラスチック製品加工業
48	1891	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業

49	1892	プラスチック製容器製造業
50	1898	他に分類されないプラスチック製品加工業
51	2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
52	2145	理化学用・工業用陶磁器製造業
53	2146	陶磁器製タイル製造業
54	2147	陶磁器絵付業
55	2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
56	2293	鑄鉄管製造業
57	2322	アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)
58	2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
59	2511	ボイラ製造業
60	2521	ポンプ・同装置製造業
61	2523	油圧・空圧機器製造業
62	2531	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)
63	2532	エレベータ・エスカレータ製造業
64	2533	物流運搬設備製造業
65	2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業
66	2621	建設機械・鉱山機械製造業
67	2634	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
68	2642	木材加工機械製造業
69	2661	金属工作機械製造業
70	2694	ロボット製造業
71	2721	サービス用機械器具製造業
72	2735	分析機器製造業
73	2739	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
74	2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業
75	2912	変圧器類製造業(電子機器用を除く)
76	2913	電力開閉装置製造業
77	2921	電気溶接機製造業
78	2942	電気照明器具製造業
79	3112	自動車車体・附随車製造業
80	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
81	3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
82	3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
83	3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業
84	3262	毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)
85	3269	その他の事務用品製造業
86	3293	パレット製造業
87	3297	眼鏡製造業(枠を含む)
88	3923	市場調査・世論調査・社会調査業
89	4111	映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)
90	4112	テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)
91	4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
92	4122	ラジオ番組制作業
93	4151	広告制作業
94	4161	ニュース供給業
95	4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
96	4214	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)
97	4216	鋼索鉄道業
98	4219	その他の鉄道業
99	4852	道路運送固定施設業
100	5412	建設機械・鉱山機械卸売業
101	5413	金属加工機械卸売業
102	5422	自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く)
103	5423	自動車中古部品卸売業
104	5492	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
105	5519	その他のじゅう器卸売業

106	5532	紙製品卸売業
107	5611	百貨店、総合スーパー
108	5711	呉服・服地小売業
109	5891	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
110	6023	陶磁器・ガラス器小売業
111	6033	調剤薬局
112	6063	新聞小売業
113	6064	紙・文房具小売業
114	6082	時計・眼鏡・光学機械小売業
115	6811	建物売買業
116	6812	土地売買業(投機を目的としないものに限る)
117	6821	不動産代理業・仲介業
118	6911	貸事務所業
119	6919	その他の不動産賃貸業
120	6941	不動産管理業
121	7019	その他の各種物品賃貸業
122	7261	デザイン業
123	7272	芸術家業
124	7292	翻訳業(著述家業を除く)
125	7293	通訳業、通訳案内業
126	7299	他に分類されない専門サービス業
127	7429	その他の土木建築サービス業
128	7431	機械設計業
129	7461	写真業(商業写真業を除く)
130	7894	ネイルサービス業
131	7963	冠婚葬祭互助会
132	7992	結婚相談業、結婚式場紹介業
133	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業(易断所、観相業及び相場案内業を除く。)
134	8065	ゲームセンター(スロットマシン場を除く)
135	8092	マリーナ業
136	8242	書道教授業
137	8243	生花・茶道教授業
138	8246	スポーツ・健康教授業
139	8249	その他の教養・技能教授業
140	8311	一般病院
141	8312	精神科病院
142	8321	有床診療所
143	8322	無床診療所
144	8331	歯科診療所
145	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
146	8361	歯科技工所
147	8422	精神保健相談施設
148	8531	保育所
149	9092	時計修理業
150	9111	職業紹介業(芸ぎ周旋業を除く。)
151	9121	労働者派遣業

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号(マージャンクラブを除く。)及び第5号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。)並びに同法第2条第5項に規定する営業は除かれる。

総行政第55号
令和2年4月9日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

総務大臣
(公印省略)

生活支援臨時給付金(仮称)事業の実施について

一昨日、「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時の支援として、生活支援臨時給付金(仮称)が実施されることになり、総務省に生活支援臨時給付金実施本部を設置いたしました。

この事業の概要は下記のとおりであり、市区町村の実施する給付事業を対象とし、国が補助金(補助率10/10)を交付するという方式としているところでありますので、地方公共団体の御協力が必要です。

具体的な実施方式については、現在検討中ですが、地方公共団体の御意見をお聞きしながら、できる限り市区町村の事務負担の少ない簡便な仕組みにより実施できるように努めますので、生活に困難をきたしている世帯の方々に迅速に給付金をお届けできるよう、是非とも本事業の実現に御協力いただくことをお願いいたします。

本通知の趣旨については、貴都道府県内の市区町村に対しても、御連絡いただくようお願い申し上げます。

記

1 施策の目的

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために臨時の支援を行う

2 事業の実施主体と経費の負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費(給付事業費及び事務費)について、国が補助(10/10)

3 給付対象

世帯主の月間収入(本年2月～6月の任意の月)が、

- ① 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直す

と住民税非課税水準（※）となる低所得世帯

- ② 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準（※）の2倍以下となる世帯等を対象とする

※申請・審査手続の簡便化のため、世帯主（給与所得者）の月間収入が下記の基準額以下であれば、級地区分にかかわらず住民税非課税水準であるとみなす。

・扶養親族等なし（単身世帯）	10万円
・扶養親族等1人	15万円
・扶養親族等2人	20万円
・扶養親族等3人	25万円

（注1）扶養親族等とは、扶養親族及び同一生計配偶者を指す。

（注2）扶養親族等の4人目以降は、基準額を1人当たり5万円加算。

4 給付額

1世帯あたり30万円

5 感染症の拡大を防ぐ観点からの給付金の申請と給付の方法

- ・収入状況を証する書類等を付して市区町村に申請
（申請者や市区町村の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続を検討することとしている。また、申請方法は、申請書類の郵送を基本としつつ、オンライン申請を検討する。やむを得ず窓口で申請受付を行う場合は、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染症拡大防止策の徹底を図る）
- ・給付金は原則として本人名義の銀行口座への振り込み

6 給付開始日

市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すものとする）

7 その他

国の令和2年度補正予算（第1号）案が成立し、これを受けた各市区町村の令和2年度補正予算が成立した後、ただちに本事業を実施できるよう御準備いただくことをお願い申し上げます。

生活に困っている世帯に対する新たな給付金
(生活支援臨時給付金(仮称))について

問1 給付金の対象者は誰ですか。収入がいくら以下であれば対象になるのでしょうか。

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、1世帯当たり30万円を給付することとなっています。
- そのため、例えば、公務員、大企業の勤務者等は一般的には含まれないと想定されます。また、生活保護者や年金のみで生活されている方なども原則として対象とならないことにご留意ください。
- また、具体的には、世帯主の月間収入(本年2月～6月の任意の月)が、
 - ① 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準となる低所得世帯 または
 - ② 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少(半減以上)し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準の2倍以下となる世帯等が給付対象になっています。
- その際、申請・審査手続きの簡便化のため、世帯主(給与所得者)の月間収入が下記の基準額以下であれば、住民税非課税水準であるとみなします。
 - ・ 扶養親族等なし(単身世帯) 10万円
 - ・ 扶養親族等1人 15万円
 - ・ 扶養親族等2人 20万円
 - ・ 扶養親族等3人 25万円(注1) 扶養親族等とは、扶養親族及び同一生計配偶者を指す。
(注2) 扶養親族等の4人目以降は、基準額を1人当たり5万円加算。

問2 「収入が減少した世帯」が給付対象とされていますが、いつの収入同士を比べるのですか。

- 本年2月～6月の任意の月の月間収入が、昨年と比べて減少していることをお示しいただく予定です。

- 比較の方法については、詳細が決まり次第、政府（総務省）のホームページ等においてお知らせいたします。

問3 自分が対象者に該当するか分からないのですが、どうすれば良いですか。

- 政府（総務省）において、対象者の要件や判定方法をまとめた資料を作成し、ホームページ等において公表する予定です。

問4 どのように収入が減少したことを示せばよいですか。

- 収入状況に関しては、原則として、本年2月～6月の任意の月の収入がわかる給与明細や雇い主からの証明書、帳簿の一部の写しなどの提出をお願いする予定ですが、そのほか簡便に収入状況を確認する方法についても検討する予定です。
- 詳細が決まり次第、政府（総務省）のホームページ等においてお知らせいたします。

問5 夫婦共働きの場合は2回受給できるのでしょうか。

- 1世帯当たり1回まで受給することができます。原則として、世帯主の方に申請を行っていただき、給付を行います。

問6 給付金の受給にはどのような手続が必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

- 申請書に記入の上、必要な書類を添付して市町村に提出していただくことが必要です。
- 申請者や市町村の事務負担及び感染症拡大防止に留意し、申請手続きを極力簡便なものとし、ご自宅からの郵送やオンライン申請など、窓口申請以外の方法を基本として受付を行う予定です。
- 申請書については、市町村の窓口などでの配布のほか、ホームページでのダ

ウンロードも想定しています。

問7 申請書以外に準備すべき書類はありますか。

- 申請書のほか、本人確認書類や、収入状況を確認するための書類等の提出をお願いする予定ですが、できる限り負担の少ない簡便な形となるよう考えています。

問8 いつから申請を行うことができますか。

- 可能な限り速やかに申請を受け付けられるよう、準備を進めます。具体的な申請の受付開始時期は市町村において設定されることとなりますが、政府（総務省）としてもホームページ等において情報提供いたします。

問9 給付金はどのように受け取るのですか。

- 原則として、本人名義の銀行口座への振込みによる予定です。

問10 手続き等にわからないことがあり、市町村に相談したいのですが、新型コロナウイルス感染症が心配です。どうしたらよいでしょうか。

- 政府（総務省）のホームページ等において説明資料を掲載しますので、ご覧ください。また、相談受付については、コールセンターを設置しています。
- なお、市町村の窓口については、消毒薬の設置など、感染症拡大防止策を行う予定です。

（全体注）

- ・上記は現時点における検討状況をお示ししたものであり、今後の検討によって変更もありえます。内容が固まり次第、追加してまいります。
- ・本給付金の実施に当たっては、令和2年度補正予算案の成立が前提となります。

新たな経済対策における観光庁関係施策について
(※抜粋)

4. 訪日外国人旅行者の受入環境の整備

■宿泊事業者等へのインバウンド対応能力向上のための講師派遣や公共交通機関における受入環境整備の取組を支援するとともに、観光施設における感染症対策を推進。

- **外国人客の接客能力**の強化に取り組む宿泊事業者等に対し、**インバウンド減少の影響**を強く受ける**通訳案内士**等を**講師として派遣**

○ 観光需要の回復に向けて反転攻勢のための基盤を整備するため、観光施設における感染症対策を推進するとともに、専門家派遣等による魅力あるコンテンツの造成・磨き上げや、観光地や公共交通機関における訪日外国人旅行者の受入環境整備の取組を支援する。

観光地における一体的・面的な訪日外国人旅行者の受入環境整備を支援



観光地等における受入環境整備の支援メニュー（例）

- ICTを活用した案内標識の整備
- デザインを統一した多言語看板の整備
- 無料Wi-Fi環境の整備
- キャッシュレス化
- 観光スポットの段差解消等
- 観光案内所の整備改良

公共交通機関における受入環境整備の支援メニュー（例）

- 多言語表記等
- キャッシュレス決済対応
- 観光列車
- 魅力ある観光バス
- 観光地での周遊・観光消費の増加を促す仕組み

<補正追加メニュー>

- 専門家派遣
- 感染症対策
- サーモグラフィによるモニタリング

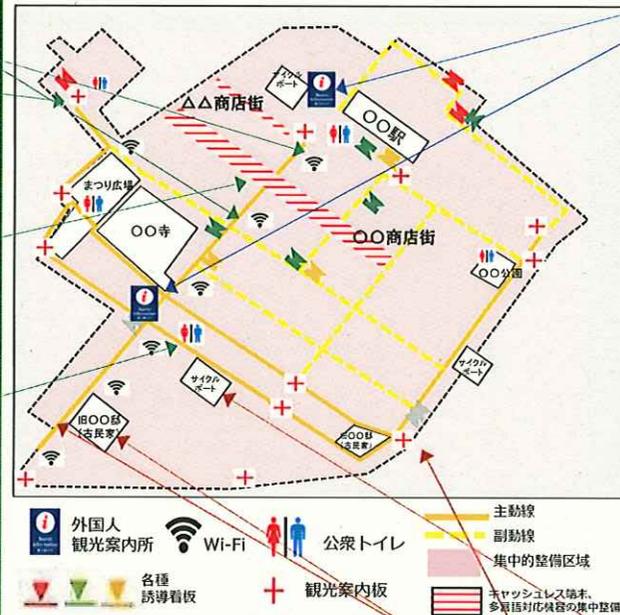
補助率：1/3、1/2等 事業主体：民間事業者、地方公共団体等

○ 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

■まちなかの周遊機能の強化 (まるごとインバウンド対応)

- 多言語表示の充実・改善
 - 二次元コードも活用した多言語観光案内標識の一体的整備
 - 観光スポットの掲示物・HP等の多言語化
- エリア無料Wi-Fiの整備
 - 無料公衆無線LAN環境の整備
- 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備
 - 多言語翻訳システム機器の整備
 - 多言語翻訳用タブレット端末の整備
 - 先進的な決済環境の整備
 - 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化
 - 免税店電子化対応環境の整備
- トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上
 - 洋式便器の整備及び清潔等機能向上(光触媒タイルの活用等)
- 観光スポットの段差の解消
 - 段差の解消
- 非常時情報発信機能の整備
 - デジタルサイネージを活用した災害時情報発信機能の整備

地域の観光スポットに基づいた散策エリアと一体的整備イメージ



地域要件

以下を含む、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある観光地として観光庁が指定するもの

- 訪日外国人旅行者の評価が既に高い観光地
- 重要な文化財や国立公園が所在する地域
- 国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

補助率 2分の1、3分の1

事業主体

- (1) 地方公共団体 (港務局を含む。)
- (2) 民間事業者 (公共交通事業者等を含む。)
- (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
- (4) 協議会等

■観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能の強化

- 情報発信機能の強化
 - デジタルサイネージの整備
 - VR機器の整備
 - 多言語音声ガイドの整備
 - AI・チャットBotの整備 等
- 訪日外国人旅行者への対応力の強化
 - 無料公衆無線LAN環境の整備
 - 多言語翻訳システム機器の整備
 - 多言語案内用タブレット端末の整備
 - 免税対応端末、手ぶら観光 等
- 外国人観光案内所等の情報提供基盤の強化
 - 地域におけるコト消費促進のための環境整備 等
- 非常時の対応能力の強化
 - 非常用電源装置の整備
 - 情報端末への電源供給機器等の整備

■「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

- 外国人観光案内所の整備・改良等
- 多言語翻訳システム機器等の整備
- 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- 洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 先進的な決済環境の整備
- 免税店電子化対応環境の整備
- HP・コンテンツ作成
- 案内放送の多言語化
- 掲示物等の多言語化
- 段差の解消
- 地域におけるコト消費促進のための環境整備 等

■古民家等の歴史的資源の活用による観光まちづくり

- 歴史的観光資源の高質化
 - 古民家等の観光資源化
 - シェアサイクルの導入
- 電線の地中化や軒下・裏配線等の無電柱化

■先進的なサイクリング環境整備事業

- 多言語での情報発信
- 多言語ガイドの養成
- 外国人向けモニターツアーの実施 等

[観光庁ホーム](#) > [政策について](#) > [国際観光](#) > [訪日外国人旅行者の受入環境整備](#) > 観光振興事業 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

観光振興事業 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

最終更新日：2020年4月1日

事業概要詳細及び申請スキーム

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村（「指定市区町村」という。）に係る観光地において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」の満足度の向上を図るため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業に要する経費の一部を補助するものです。

1. 応募受付期間

- ・令和2年4月1日（水）～7月31日（金）17時（必着）

2. 整備計画作成主体：市区町村、都道府県、観光地域づくり法人（DMO）

3. 補助対象事業者：地方公共団体、民間事業者及び協議会等

4. 補助率：補助対象経費の2分の1以内

5. 交付要綱・交付要領

- [交付要綱](#)
- [交付要領](#)

6. 事業概要及び申請スキーム等

- [事業概要及び申請スキーム](#)
- 各補助メニュー事業概要
 - [1][多言語観光案内標識の一体的整備](#)
 - [2][観光スポットの掲示物等の多言語化整備](#)
 - [3][無料公衆無線LAN環境の面的整備](#)
 - [4][地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備](#)
 - [5][公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上](#)
 - [6][観光スポットの段差の解消](#)
 - [7][デジタルサイネージを活用した災害情報発信機能の強化](#)
 - [8][外国人観光案内所の整備・改良](#)
 - [9][観光拠点情報・交流施設の整備・改良](#)
 - [10][手ぶら観光カウンターの機能向上](#)
 - [11][外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備](#)
- [応募要領](#)
- [Q&A集](#)

※多言語化における校正について

・本事業を活用して掲示物等の多言語化を実施する場合、翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が校正を

すること。通訳案内士へのご相談をご検討される場合はこちらをご参照ください。（[通訳案内士団体一覧表](#)）

7. 提出資料（最寄りの地方運輸局等にご提出願います。詳細は応募要領をご参照願います。）

- [旅行環境まるごと整備計画](#) [（記載例）](#)

※整備計画の認定は以下の自治体等について優先的に採択します。

ア) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の進達に関する法律（仮称）」に基づく取り組みを重点施策とし、

地域計画又は拠点計画が認定された地域

イ) 経済産業省が募集する自治体窓口や公共施設のキャッシュレス化を進める「モニター自治体」に選定された自治体

- 要望書(記載例)

[1][多言語観光案内標識の一体的整備](#) [（記載例）](#)

[2][観光スポットの掲示物等の多言語化整備](#) [（記載例）](#)

[3][無料公衆無線LAN環境の面的整備](#) [（記載例）](#)

[4][地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備](#) [（記載例）](#)

[5][公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上](#) [（記載例）](#)

[6][観光スポットの段差の解消](#) [（記載例）](#)

[7][デジタルサイネージを活用した災害情報発信機能の強化](#) [（記載例）](#)

[8][外国人観光案内所の整備・改良](#) [（記載例）](#)

[9][観光拠点情報・交流施設の整備・改良](#) [（記載例）](#)

[10][手ぶら観光カウンターの機能向上](#) [（記載例）](#)

[11][外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備](#) [（記載例）](#)

関連補助メニュー

「訪日外国人を含む旅行者の受入環境の整備に関する事業」は下記リンクをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000115.html

このページに関するお問い合わせ

観光庁 外客受入参事官室 担当：岡田、山田、佐藤

TEL 03-5253-8111 (内線27910、27912、27990)

03-5253-8972 (直通)

FAX 03-5253-8123

<手ぶら観光に関する問い合わせ先>

総合政策局 物流政策課物流政策室：東、丸山

TEL 03-5253-8111 (内線53344)

03-5253-8799(直通)

FAX03-5253-1559

観光庁 [\[アクセス・地図\]](#)

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-8111（国土交通省代表）

[ご質問・使い方](#) | [サイトポリシー](#) | [著作権・リンク、免責事項](#)

[について](#)

Copyright © Japan Tourism Agency. All Rights Reserved.

通訳案内士団体リスト

(令和2年3月30日時点)

団体名称	事務局所在地・連絡先	主な活動範囲
FUSIONふじのくに静岡通訳案内士の会	静岡県藤枝市駿河台2-7-4 電話070-1654-2966	静岡県を中心とした近県
NPO法人 通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会 (GICSS研究会)	東京都世田谷区上馬5-20-15-1003 電話03-3706-9861	全国
NPO法人 日本文化体験交流塾	東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 本館B109 電話03-6432-0194	全国
NPO法人 北海道通訳案内士協会	北海道札幌市北区北七条西4丁目8-3北口ヨシヤビル5F 電話011-299-5912	北海道、東北地方、関東地方
石川県通訳案内士協会	石川県白山市千代野西6-9-2 菱田様方 電話090-2035-7600 (076-275-4017)	石川県、富山県、岐阜県、福井県
一般社団法人 日本観光通訳協会	東京都千代田区神田和泉町1-6-1インターナショナルビル603号室 電話03-3863-2895	全国
一般社団法人 関西通訳・ガイド協会 (通称KIGA)	大阪市北区西天満5丁目9番16号ダイヤパレス302 電話06-7494-5739	関西地方(大阪府・京都府・奈良県・兵庫県等)
一般社団法人 九州通訳・翻訳者・ガイド協会	福岡県福岡市南区塩原4丁目4-22 太浩ビル2階 電話092-710-1150	九州地方・山口県・沖縄県
一般社団法人 中国語通訳案内士会	東京都荒川区西日暮里1-39-3 電話03-3806-9950	全国
一般社団法人 ひろしま通訳・ガイド協会	広島県広島市中区紙屋町2-2-2紙屋町ビル2F 電話082-245-8346	中国地方、四国地方
一般社団法人 富士の国やまなし通訳案内士会	山梨県富士吉田市松山1414-1 電話0555-30-2089	山梨県、富士山および周辺地域、近県
岩手ひらいずみ通訳・ガイドの会	岩手県西磐井郡平泉町かつら石13-1 電話0191-48-3762	岩手県、宮城県
沖縄通訳案内士会	info@oiga.jp.com	沖縄県
協同組合 全日本通訳案内士連盟	東京都中野区中野2-29-7はとやビル5F 電話03-3380-6611	全国
栃木県通訳案内士協会	栃木県日光市鬼怒川温泉大原851-1 「NIKKO外語観光専門学校」事務所内 栃木県通訳案内士協会 事務局 電話090-2644-2762	栃木県及び周辺地域
長野県通訳ガイドネット	長野県長野市 電話090-1996-6161	長野県
富士アカデミー観光文化研修会	東京都千代田区麴町5-2-1K-WING ビル2F 電話 03-3556-4471	関東地方

※五十音順

広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

観光庁（観光地域振興課）：761百万円

- 訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、日本政府観光局と地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。

支援制度

・補助対象事業：

各観光地域づくり法人*策定の事業計画に位置づけられた訪日外国人旅行者の誘客を目的とする以下の取組（ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る）※DMO（Destination Management/Marketing Organization）の呼称

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③広域周遊観光促進のための環境整備
- ④情報発信・プロモーション

- ②、③の着地整備に係る取組を優先的に支援
- ④については、着地整備を行った上で、日本政府観光局の海外ネットワーク等を最大限活用し、効果的・効率的に実施するものを優先的に支援

具体的な支援イメージ

データに基づき、訪日外国人旅行者に対して訴求力のある各種取組を実施するための調査・戦略策定に係る取組に対して支援。



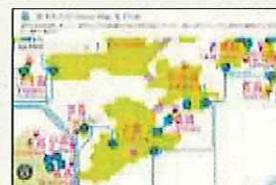
マーケティング調査

調査結果や策定された戦略に基づき、訪日外国人旅行者の滞在の促進に繋がるコンテンツの充実に係る取組に対して支援。



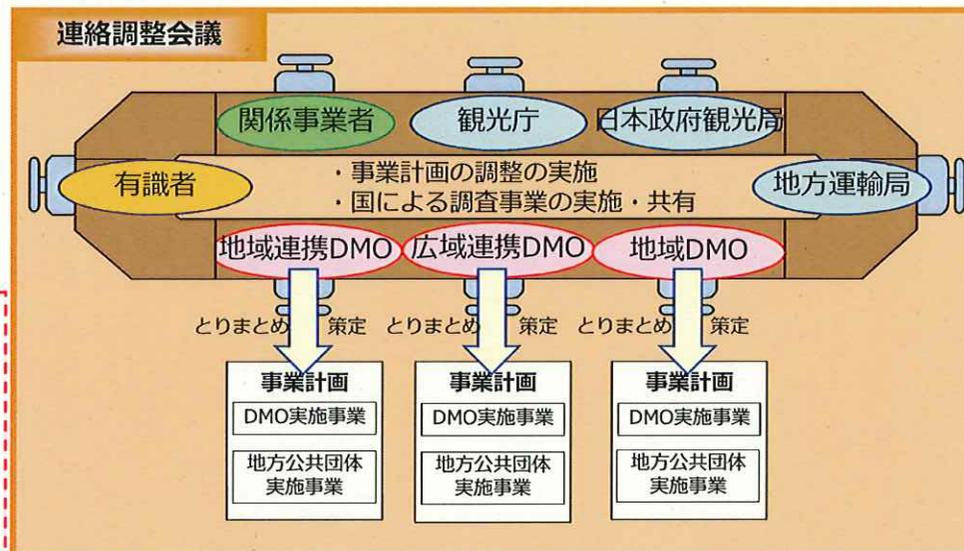
クルーズ船を活用したコンテンツの開発

滞在コンテンツの充実とあわせて、エリア内での周遊を促すための環境整備に係る取組に対して支援。



二次交通検索サイトの整備

調査結果や策定された戦略に基づき、エリア内のコンテンツの魅力や周遊を促すための受入環境に関する情報の効果的な発信に係る取組に対して支援。



・補助対象者：

事業計画に位置づけられた事業の実施主体
（訪日外国人旅行者のニーズに応える取組を行う観光地域づくり法人※、地方公共団体）

※「日本版DMO」に限る

・補助率：

定額（①調査・戦略策定）

事業費の1/2（②滞在コンテンツの充実、③広域周遊観光促進のための環境整備、④情報発信・プロモーション）

※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3

通訳案内士団体リスト

(令和2年4月10日時点)

団体名称	事務局所在地・連絡先	主な活動範囲
FUSIONふじのくに静岡通訳案内士の会	静岡県藤枝市駿河台2-7-4 電話070-1654-2966	静岡県を中心とした近県
NPO法人 通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会 (GICSS研究会)	東京都世田谷区上馬5-20-15-1003 電話03-3706-9861	全国
NPO法人 日本文化体験交流塾	東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 本館B109 電話03-6432-0194	全国
石川県通訳案内士協会	石川県白山市千代野西6-9-2 菱田様方 電話090-2035-7600 (076-275-4017)	石川県、富山県、岐阜県、福井県
一般社団法人 日本観光通訳協会	東京都千代田区神田和泉町1-6-1 インターナショナルビル603号室 電話03-3863-2895	全国
一般社団法人 関西通訳・ガイド協会 (通称KIGA)	大阪市北区西天満5丁目9番16号ダイヤパレス302 電話06-7494-5739	関西地方(大阪府・京都府・奈良県・兵庫県等)
一般社団法人 九州通訳・翻訳者・ガイド協会	福岡県福岡市南区塩原4丁目4-22 太浩ビル2階 電話092-710-1150	九州地方・山口県・沖縄県
一般社団法人 中国語通訳案内士会	東京都荒川区西日暮里1-39-3 電話03-3806-9950	全国
一般社団法人 ひろしま通訳・ガイド協会	広島県広島市中区紙屋町2-2-2紙屋町ビル2F 電話082-245-8346	中国地方、四国地方
岩手ひらいずみ通訳・ガイドの会	岩手県西磐井郡平泉町かつら石13-1 電話0191-48-3762	岩手県、宮城県
沖縄通訳案内士会	info@oigajpn.com	沖縄県
協同組合 全日本通訳案内士連盟	東京都中野区中野2-29-7はとやビル5F 電話03-3380-6611	全国
長野県通訳ガイドネット	長野県長野市 電話090-1996-6161	長野県
福井県通訳案内士協会	福井県福井市春日2丁目19-5 電話090-9769-2643	福井県内全域

※五十音順